

高槻市農林業基本計画（素案）の概要

計画策定にあたって

■計画の位置づけ

本計画は、「第6次高槻市総合計画」を上位計画とし、今後の都市農業の振興及び森林施策に関する基本的な役割を位置づけるもので、「都市農業振興基本法」をはじめとした国の法律・計画や、関連する市の分野別計画との整合性を図るものです。

さらに、都市農業振興基本法第10条に基づき各市町村が策定すべき「都市農業振興計画」を兼ねたものとしします。

■計画期間

令和4年度から令和13年度までの10年間を計画期間とします。ただし、今後の取り巻く環境の変化を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

農林業を取り巻く状況の変化

近年、気候変動や自然災害といった国際的な課題に対応するため、先進国と開発途上国が共に取り組むべき国際社会全体の目標であるSDGsの実現に向け、農林業が貢献できることは大きく、行政の立場からも各種取組を後押しすることが重要です。

また、国・大阪府の動向を踏まえて、農林業施策を展開していきます。

高槻市の農林業の課題

- 課題1：営農継続に向けた支援と多様な担い手の確保
- 課題2：都市農業の強みを生かした農業経営の安定
- 課題3：農地の積極的な保全・活用
- 課題4：農業者と事業者・市民との交流
- 課題5：台風により被災した森林被災地復旧
- 課題6：森林の整備・保全
- 課題7：市民に対する本市農林業への一層の理解

基本目標と基本的方向性

基本目標：『市民と農林業者がともに目指す豊かな農林業の創造』

都市と農山村が共存する本市においては、農林業の振興を図っていく上で農林業と市民が調和し、相互理解することが必要です。農林業者と市民や事業者などが交流し支えあう、魅力にあふれた高槻市を実現するためにも、「市民と農林業者がともに目指す豊かな農林業の創造」を目標に持続的な農林業の発展に取り組んでいきます。

基本的方向性

基本目標をもとに、持続的な農林業の発展を実現するために、4つの基本的方向性を掲げます。具体的な取組は、それぞれの基本的方向性に基づき、各施策を推進していきます。

【基本的方向性1】

次代に継承する農業

【基本的方向性2】

農業・農村部の強靱化

基本目標

『市民と農林業者がともに
目指す豊かな農林業の創造』

【基本的方向性3】

森林の再生・未来への森づくり

【基本的方向性4】

都市と農山村の共生・対流

基本目標を実現するための取組

基本目標を実現するために、4つの基本的方向性を掲げます。具体的な取組は、それぞれの基本的方向性に基づき、各施策を推進していきます。

基本的方向性1 次代に継承する農業

(1)担い手の育成・確保

- 次世代を担う就農者への支援
- 地域の中核を担う農業経営者の育成
- 多様な人材・主体の農業参入支援

(2)地産地消の推進

- 大阪エコ農産物の推進
- 地元産農産物の普及・消費拡大
- 学校給食食材の供給
- 農業の6次産業化の推進

(3)農業所得の向上

- 高収益作物の推進
- 安定した農業経営・地元産農産物の供給



地域勉強会の様子



大阪エコ農産物認証マーク

基本的方向性2 農業・農村部の強靱化

(1)農地の保全・活用

- 遊休農地発生の抑制
- 圃場・農道・用水路の基盤整備
- 有害鳥獣被害防止対策
- 人・農地プラン等の推進

(2)防災・減災対策

- 農地の防災機能の活用
- 農業関連施設の強靱化



農業用排水路整備

基本的方向性3 森林の再生・未来への森づくり

(1)森林の整備・森林保全

- 森林被災地復旧に対する支援
- 森林経営に対する支援
- 森林整備に対する支援
- 林道等の機能保全

(2)多様な主体による森づくり

- ボランティア団体等との連携



試験植栽地（中畑）

基本的方向性4 都市と農山村の共生・対流

(1)農林業者と市民の相互理解

- 多面的機能の理解促進
- 市民農園整備の推進

(2)教育・福祉との連携

- 食育・木育・花育による学校との連携
- 農福連携

(3)農林産物と農山村の魅力づくり

- 特産品のPR
- 森林資源等の活用推進



公共施設における府内産及び市内産材利用事例（子ども未来館）

基本計画の推進

- 基本計画の示す振興策の方向を受けて、具体的な行政施策を計画的に実施するため、基本計画策定に伴い、実施計画についても策定を行うものです。
- 実施計画については、PDCAサイクルの適正な運用を図っていきます。ただし、今後の農林業を取り巻く環境の変化を踏まえ、その達成状況に応じて見直しを行います。